

令和7年(2025年)3月紀北町議会定例会会議録

第5号

招集年月日 令和7年3月3日(月)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年3月18日(火)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	6番	東	篤布
7番	奥村	仁	8番	樋口	泰生
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
会計管理者	宮本 忠宜	総務課長	水谷 法夫
財政課長	上ノ坊 健二	危機管理課長	家倉 義光
企画課長	上村 毅	税務課長	直江 憲樹
住民課長	世古 基樹	福祉保健課長	直江 和哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅人	環境管理課長	垣内 洋人
農林水産課長	高芝 健司	商工観光課長	岩見 建志
建設課長	井土 誠	水道課長	宮原 優
海山総合支所長	玉本 真也	教育長	中井 克佳
学校教育課長	直江 仁	生涯学習課長	長井 裕悟
監査委員	加藤 克英		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	鶴田 博樹
書記	源口 晴子	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番 原 隆伸	6番 東 篤布
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ここで、町長より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

3月定例会最終日、どうかよろしくお願いを申し上げます。

発言の訂正の申し出でございます。

3月14日の原隆伸議員の海山地区の一般廃棄物収集運搬業者に関する一般質問の答弁の中で、「公共料金」と発言をいたしました。正しくは「公共的な料金」でございますので、発言の訂正の許可をよろしくお願ひ申し上げます。

入江康仁議長

ただいま町長から発言の訂正の申し出がありましたことについて、訂正を許可することいたします。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 原 隆伸議員

6番 東 篤布議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員長。

宮地忍総務産業常任委員長

皆さん、改めましておはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月5日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案20件、請願1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の審査を行いました。

委員から、企業版ふるさと納税制度について、これまで取り組んでこなかった理由を教え

てくださいとの質疑に対し、本町と関係の深い町外の企業が少ないことから、寄附を頂くことが難しいのではないかと判断から、条例の制定には至らなかったと聞いています。しかし、現在では、多くの企業が参入している多気町の大型リゾート施設ヴィソンを拠点とした三重広域連携スーパーシティ構想に参画しており、多くの企業と知り合う機会が増えています。また、財政状況も非常に厳しくなっていることから、今回頂いた寄附金を基金に積み立てて計画的に事業に充てていくために、基金条例を上程させていただきましたとの答弁でした。

次に、企業版と個人版のふるさと納税の限度額と返礼品の割合を教えてくださいとの質疑に対し、企業版ふるさと納税の上限額はなく、下限額は10万円と設定されています。返礼品はありません。一般のふるさと納税の限度額は特に決まりはなく、返礼品は寄附額の3割以内と決まっていますとの答弁でした。

次に、町側のデメリットについてお聞きしますとの質疑に対し、特にデメリットがあるとは感じていませんが、本会議の中の質疑で、いわゆる企業と自治体との癒着の話があったと記憶しています。そのあたりはしっかりと寄附の目的や内容等を吟味し、対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を

行いました。

委員から、3人出産した場合、育児休業は9年取得できるということですか。また、育児休業中の昇給等がありますかとの質疑に対し、子どもが3歳まで取得することができますので、最大で9年取得できます。育児休業中の昇給昇格はありませんとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、勤続年数35年以上の項目の追加ということですが、候補者は何名いますかとの質疑に対し、現在、35年以上在籍している団員は10名ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての審査を行いました。

委員から、今、製材業者は減っていますが、利用している業者は何業者ですか。また、稼働率を教えてくださいとの質疑に対し、海山木材協同組合の組合員数は、令和6年4月1日時点では14事業者となっています。木材乾燥機場を主に利用している事業者数は5社と聞いています。乾燥機は、本町が整備した2基と木材協同組合が整備した4基、合計6基の乾燥機があります。そのうち、本町が整備した乾燥機での利用は、令和2年度と令和3年度では全体の約10%、令和4年度では約16%、令和5年度では約37%、令和6年度は、令和7年2月25日時点では、全体の約36%となっています。木材協同組合が整備した乾燥機での利用は、令和2年度と令和3年度では全体の約90%、令和4年度では約84%、令和5年度では約63%、

令和6年度は、令和7年2月25日時点では、全体の約64%となっていますとの答弁でした。

次に、木材乾燥はスチーム乾燥ですかとの質疑に対し、電気で温度を上げて乾燥しています。スチームではありませんとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、局長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、委員から、デジタル基盤改革支援補助金の減額理由をお聞きしますとの質疑に対し、今、全国一斉に仕様を統一した基幹系の新システムに移行する事業を進めています。紀北町では、移行対象の全20業務のうち、17業務が移行の対象となります。当初は、令和7年度末までの移行完了期限で全国の自治体が動いていましたが、開発ベンダーによる新システムの開発及びリリースの遅れにより、令和6年度及び7年度の事業に取りかかる部分も遅れていることから、今回、減額の補正措置をさせていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分については、委員から、小規模事業者利子補給等事業523万1,000円の減額理由を教えてくださいとの質疑に対し、繰上償還された事業者の方がいたため、その分減額となったのが主な理由です。件数については、今、手元に資料がありませんので、金額を説明します。民間金融機関の分が1,830万円ほどの予算に対して1,560万円になり、政策金融公庫の分が600万円ほどの予算に対して350万円ほどに減額となりましたとの答弁でした。

次に、利子補給が必要なくなった方がいたからだと思いますが、商工観光課で今後のことを含めて理由等を聞いていますかとの質疑に対し、聞き取りをしたところ、他の事業の借入

れに振り替えたと聞いていますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、局長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、会議への出席に係る議員費用弁償56万1,000円の対象となる会議をお聞きしますとの質疑に対し、本会議、全員協議会、委員会の3種類の会議ですとの答弁でした。

次に、共済費とはどういうものですかとの質疑に対し、議員の共済費については、以前、議員年金の支払いがあった時代があります。そのときから議員年金を受給されている方に対して継続的にまだ年金が支払われていますので、その部分に係る共済費として支払いをしていますとの答弁でした。

次に、今、議員が14人いますので、それで補填しているということですかとの質疑に対し、議員から直接お支払いいただくのではなく、町のほうで支払いをしていますとの答弁でした。

次に、タブレット関係の費用について、昨年からの増減の内容をお聞きしますとの質疑に対し、令和6年度は初期導入の部分と月々の使用料の部分があり、月々の使用料については、12月からの4か月分でしたが、今回は12か月になりますので、その分が増えております。初期導入の部分は減っていますとの答弁でした。

以上のとおり、議会事務局所管分について、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、委員から、ふるさと応援基金繰入金の中で、「町におまかせ」とありますが、これは何ですかとの質疑に対し、寄附していただく際に、使い道のアンケートを取っています。その中に「町におまかせ」という項目があり、2つの事業に寄附を活用させていただく予定ですとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、出納室所管分については、委員から、近年、材料代等の高騰による物価高となっておりますが、地図の販売について、今後値上げ等は考えていますかとの質疑に対し、地図の販売については、3か年平均で7枚程度の販売数であり、現在のところ、在庫がありますので、それを販売している状況です。今後、5、6年は在庫がなくなることはないと考えています。将来、在庫がなくなり、地図を改めて印刷する場合は、印刷代が高くなるかもしれませんが、なるべく値上げを行わず販売したいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、出納室所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、委員から、美村のことについて教えてくださいとの質疑に対し、多気町、大台町、明和町、度会町、紀北町の5町を仮想自治体「美村」とし、その中でデジタルに関する取組や5町の周遊につながるような取組をしており、主なものは、前年度に完成しました美村パスポートアプリと美村トラベルという観光周遊につながるポータルサイトの運用になります。美村パスポートアプリは、令和7年度においては、加盟店や利用者を増やす部分の取組と、利用者にとってもっと使いやすいアプリとなるよう改良していきたいと考えています。また、観光ポータルサイト美村トラベルをできるだけたくさんの方に見ていただけるようなSEO対策など、周遊につながるような取組を事業化させていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、地域おこし協力隊受け入れ事業は、企画課分で何名ですかとの質疑に対し、企画課所属の隊員は今4名おり、令和7年度中に2名退任予定となっております。令和7年度は既存の隊員4名分と補充予定の1名分の費用を計上していますとの答弁でした。

次に、協力隊の皆さんは紀北町に来て頑張ってもらっていますが、全員がどういう活動をしているのかという姿が見えにくい部分があるので、協力隊の皆さんに出席していただき、活動報告をしていただく機会をつくれませんかとの質疑に対し、他市町においては隊員が中心となって報告会を行っているケースもありますので、隊員とも相談しながら、そういう場をつくれるように検討しますとの答弁でした。

次に、地域おこし協力隊受け入れ事業（企画課分）のうち、起業支援金3名分について特別交付税が財源になっていると思いますが、どのように決定していくのか。また、企業のキャリアの方を受け入れする事業も国が進めていると思いますが、そういった予算はこの支援金の中に入っていないということですかとの質疑に対し、こちらの起業支援金については、令和元年度に紀北町地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金交付要綱により補助金を創設しています。それに基づき、退任後、または隊員に着任後、2年目以降の隊員が町内に定

住するために実施する事業に対して特別交付税措置を受けて、1人当たり100万円を上限に補助金を交付しています。都市部の企業からの受入れとしては、派遣元の企業と契約し、専門のスキルを持った方に業務を進めていただく地域活性化起業人制度を活用していますとの答弁でした。

以上のおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、委員から、メジロの鳥獣飼養許可手数料3,000円が計上されていますが、メジロは飼うことができるのですかとの質疑に対し、今現在は新たに捕獲することはできませんが、過去に捕獲し、現在飼っているものを毎年1年ごとに飼養を更新していますとの答弁でした。

次に、実際に飼っている人は更新していますか。また、メジロを飼う人は、何羽も飼っている人がこれまでは多かったようですが、1羽ですかとの質疑に対し、毎年担当係から更新のお知らせをして、更新していただいています。1世帯で1羽になっていますとの答弁でした。

次に、不動産売払収入に町有林間伐木材売払収入1,000万円とありますが、詳細説明をお願いしますとの質疑に対し、十須地内の曾黒、下曾黒という場所に町有林があります。55年生から84年生の約11か所、面積では約36haのヒノキの山を間伐し、その後、木材を市場で売ったときの収入を見込んでいますとの答弁でした。

次に、森林環境譲与税基金繰入金の使い道について説明をお願いします。また、使い道については、縛りのようなものはありますかとの質疑に対し、基金の充当先は、林道横山線の修繕工事に763万9,000円、小学校5年生用の木製の机80脚購入に394万2,000円を充当しようと計画しています。基本的には、いろいろな使い道がありますが、県とも相談しながら決めます。森林環境教育事業や施設の木質化、人材の関係の補助にも使えるかどうか、内容も見極めながら事業内容を考えています。例えば、単に施設や木材乾燥機場などが古くなっているということで、新たなものに代えることには使えませんが、組合員数を増やすとかもっと乾燥の仕方を変えるなど、少し工夫をすると使える場合があります。内容によっては、検討が必要な財源となっていますとの答弁でした。

次に、ニュースなどを見ていると、森林環境譲与税は中山間地域は都市部よりも割合が増えているような感覚がありますが、実際には中山間地域で増えているのですかとの質疑に対し、12月補正で森林環境譲与税の増額補正を計上させていただきましたが、これまでより人

口による配分率が若干低くなり、森林面積が多い地域へより多く配分されるようになりました。令和7年度についても、令和6年度と同じぐらいの歳入を見込んでいます。都市部の人口が多いところよりも、森林が多い地方へより配分されるような仕組みに変わってきていますとの答弁でした。

次に、森林経営管理推進事業8,512万3,000円とありますが、概要の説明をお願いしますとの質疑に対し、森林所有者への意向調査等をするために、その事務補助員として山林所有調査事務補助員1名を雇用しており、それに係る人件費があります。また、個人の山の境界を明確化する業務や、利益が出ないという山は公的に管理する制度にもなっていますので、令和5年度から引き続いて今年度も実施していますが、不良木を間伐する費用として800万円ほど見込んでいます。その他、民有林の林道の維持補修などへの補助や、林業就業者の安全装備などの購入費用に対しても補助していますとの答弁でした。

次に、県営ため池等整備事業、馬瀬の宮谷池の140万円の支出と、県単排水施設整備事業5,850万円の詳細説明をお願いしますとの質疑に対し、馬瀬地区の宮谷池では、本町の負担は、事業費の10%である140万円については、工事用の仮設道路として、既存の道路の拡幅と新たな工事用道路の新設に係る部分として、令和7年度に計上しています。上里排水機場については、事業費の15%を本町が負担するものであり、5,850万円を計上しています。平成2年と平成3年に建設しており、かなり老朽化が進んでいるということで、12月補正でも一部エンジンや水位計を更新するものなど計上していますが、令和7年度についても引き続きエンジンや減速機の更新など、事業費としては3億9,000万円の事業を実施されるということで、町の負担を計上していますとの答弁でした。

次に、水産多面的機能発揮対策事業180万7,000円が計上されていますが、こういった活動をするのか教えてくださいとの質疑に対し、三野瀬活動組織については、ガンガゼの駆除による藻場の保全や海岸に漂着した漂流物の除去、そして藻場の設置等をしています。長島活動組織については、ガンガゼを駆除しています。白浦活動組織については、ガンガゼの駆除と藻場の種苗の設置等をしています。島勝浦活動組織については、ガンガゼの駆除をしています。川の部分になりますが、銚子川環境保全会については、ウナギの種苗放流やごみや流木の撤去などを行っています。また、令和7年度より新たに引本浦の活動組織がこの事業を活用するというようになっており、ガンガゼの駆除を実施する予定と聞いています。これら活動組織については、主に漁業者が中心となっていますが、地元自治会の方なども積極的に参加していただいて組織されており、中にはNPO法人や学生などが参加している活動組織も

ありますとの答弁でした。

次に、引本浦について、土日や祭日に来る釣り客が多く、幾らガンガゼ駆除や藻場などいろいろなことを整備しても、釣り客が落とす釣り糸やおもりなどを取り除くだけでも大変だと思います。漁業組合や県などで取り締まるなど、何か対策はできませんかとの質疑に対し、岸壁の釣り客については、法的に禁止するというものはなかなかありません。引本浦以外にもやはりごみの問題などが言われていますし、中には密漁も不安視されているところもあります。そのことについては、漁協ともいろいろと情報共有もしながら、また、県ともどういう対策ができるかというのは今後検討していく必要があると考えていますとの答弁でした。

次に、森林経営管理推進事業について、このうち、森林境界明確化業務委託料は3,200万円を超える金額で一番大きいですが、今回、どこの地域を予定しているのかお聞きします。また、これまでのところは、森林環境譲与税の使い道は公にする必要があつて、ホームページで見ることができますが、予定のところまでは載せていないのですかとの質疑に対し、初めに、ホームページへの掲載では、現年度分では事前にお知らせはしていません。令和5年度分までについては、ホームページに掲載しています。令和7年度の森林環境明確化業務の場所は、馬瀬、島原、長島地内になっています。これまでよりも事業費が多いのは、山の境界を知っている方が非常に少なくなっていますので、境界を知っている方が元気なうちに調査面積を増やしていかないと、なかなかこの事業が進んでいかないというものがあります。そこで、令和6年度に比べて令和7年度は大幅な予算アップとしていますとの答弁でした。

次に、商工観光課所管分については、委員から、中小企業指導育成事業1,162万円は、具体的にどういうことをされるのですかとの質疑に対し、これは商工会に対しての補助になります。主な事業内容は、小規模事業者への個別支援や始神テラスの活用、外国人技能実習生共同受け入れ事業などに充当されていると伺っていますとの答弁でした。

次に、事業補助金の使い道について明細を教えてくださいとの質疑に対し、令和5年度の実績を伺っていますので、そちらを言わせていただきます。みえ熊野古道商工会への補助金として、経営改善普及事業指導費が300万円ほど商工会で使われていますが、そのうち約210万円を充当されています。それから、紀勢自動車道地域振興施設の振興事業として約700万円のうち約12万円、広報費約63万円のうち約33万円、外国人技能実習生共同受け入れ事業の約647万円のうち約410万円、商業・工業・サービス業部会活動推進費として約60万円のうち約21万円、その他の経営改善普及事業費約1,360万円のうち約250万円、小規模経営改善普及事業に係る管理費として約970万円のうち約210万円充当していると伺っていますとの答弁が

あり、後ほど資料の提出もありました。

次に、小規模事業者が多いので、中小企業診断士を置いて指導していかないといけないと思います。診断してもらうことで、ここの経営が悪いなど出てくると思います。また、よい人材や銀行の融資、雇用などいろいろなものが起こってくると思います。商工会に中小企業診断士がないということ自体がおかしいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、中小企業診断士の常駐はしていないと伺っています。商工会のほうと相談させていただきますとの答弁でした。

次に、観光推進事業の中の銚子川に関する予算について、以前の一般質問で、毎年銚子川の橋の下の河川敷に車を乗り入れてキャンプなどを行っているが、これに対する対策を考えているのかというような一般質問があったと思いますが、令和7年度の予算でそういう経費が見込まれているのかお聞きしますとの質疑に対し、銚子川のまいこみ淵の駐車場は、町が県から使用許可をいただいて管理しているエリアですが、先ほど委員が言っていた乗り入れ場所に関しては、県の管理地になっていますので、昨年来から県に対策をお願いしているところですが、引き続き侵入対策をお願いしていきたいと思います。ただ県に頼るだけではなく、町としても侵入対策は来年度の夏にしっかりしていきたいと思っています。費用に関しては、消耗品で対応できるようなものがあれば、それで対応できるかと考えていますとの答弁でした。

次に、これまで何年もそこに柵や石積みをして入らないようにしてきましたが、結局、破られています。「自然と共生の町 紀北町」とうたっているのに、見て見ぬふりではなく、真剣に対策を考えていただきたいと思います。その辺を県だけではなく町で何とかやってもらうようお願いしたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今年度杭を打ちましたが、それが抜かれて侵入された事例がありました。来年度に関してはそういったことがないように、もう少ししっかりとした対策を講じていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、小規模事業者利子補給等事業2,126万2,000円の算出根拠となる融資件数をお聞きしますとの質疑に対し、政府系の融資件数に関しては、令和7年度101件、民間系のほうは151件となっていますとの答弁でした。

次に、観光活性化対策事業の中の観光振興プラン策定業務委託料についてお聞きしますとの質疑に対し、観光振興プランは、令和6年度に調査を行い、令和7年度に作成という予定で考えています。このプランは、これからのインバウンド対応、DXの活用や導入、また三重県の進める拠点滞在型観光との整合性等慎重に精査しながら、現在は観光マーケティング

調査、観光関連事業者へのアンケート、専門家や関係機関との協議の場を設けて、紀北町独自のプランをつくり上げているところです。また、この観光プランの素案づくりに際し、主に役場職員の意見等を聞いて、それを観光プランに反映していくようなワークショップの開催と講師の方の講演会を予定させていただいています。これを踏まえ、来年度策定委員会を立ち上げ、本格的にプランを作成していきます。委員会は、観光関連事業者にお声かけさせていただき、意見を聞かせていただいで作成していく流れですとの答弁でした。

次に、その委員会のメンバーをお聞きしますとの質疑に対し、委員会のメンバーは、町内の観光関連の事業者の方を想定しています。それと、専門家に関しては、大学の講師の先生など、そういった方に講師を依頼させていただきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、地域おこし協力隊受け入れ事業の観光分について、本会議では魚まち担当のような説明があったと思いますが、具体的なミッションの内容についてお聞きしますとの質疑に対し、ミッションは、魚まち地区の活性化への取組と体験メニューの造成です。これは漁師町の風情を色濃く残している魚まちを中心に、魚まち歩観会と連携の下、一般の観光客や小中学校向けの教育旅行のまち歩きガイドや魚さばき体験など、今のところ、そのような活動を行っています。令和7年度のイベントの予定はまだありませんが、この3月に魚まち地区の長島城跡の散策ツアーも計画していますとの答弁でした。

次に、きいながしま古里温泉の工事請負費について、水中ポンプシステム更新工事と揚湯ポンプ制御盤更新工事の2つで約3,000万円となっていますが、これはどのような工事ですか。また、ポンプは、前回いつ頃替えましたかとの質疑に対し、水中ポンプシステム更新工事については、2年に1回のポンプの更新と、平成22年から使用しているパワーケーブルがかなり老朽化しているということで、約15年ぶりに更新します。それと、揚湯ポンプの制御盤の更新工事で500万円ほど計上させていただいていますとの答弁でした。

次に、揚湯ポンプ制御盤更新工事の内容について、詳細な説明をお願いしますとの質疑に対し、今回の制御盤の更新工事は、今ある既存のものを老朽化のため新たにつくり直すものになります。機器の詳細については、配線用遮断機や漏電リレー、電磁接触器、電流器、表示灯、計器用変圧器ほか、制御盤の機械全般の更新になると考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、委員から、町内の街灯のLED化の予算はどこの事業に計上されていますかとの質疑に対し、道路橋りょう維持費の中の交通安全対策事業2,873万6,000円、こちらの予算で道路照明を修繕する補助金を計上しています。予算額は80万円で、

自治会が街灯を修繕する際に補助していますとの答弁でした。

次に、補助金額は1基当たり2万円で、何年も金額が変わっていませんが、自治会から何か意見はありませんでしたか。また、町内の街灯のLED化を推進することで、電気料金を抑えることにつながると思います。その点について、建設課の考えをお聞きしますとの質疑に対し、海山地区、紀伊長島地区2地区で、それぞれ20基分ずつ合計40基分で80万円を予算計上し、自治会に補助金を交付しています。街灯の修繕費は補助金で賄える額となっていますが、予算額以上の街灯の修繕が必要になるときは、翌年度に実施していただいたり、自治会で修繕をしていただいている地区もあります。LED化の推進については、予算的な面を含め、検討していきたいと思いますとの答弁でした。

次に、町営住宅の入居状況と修繕予定の団地について、説明をお願いします。また、町営住宅を修繕して、入居者は増える見込みはありますかとの質疑に対し、現在の町営住宅の管理戸数は269戸で、うち、入居戸数は189戸となっています。令和7年度修繕を計画している団地は、矢口白越団地4階建て16戸、長浜輪戸団地3階建て12戸の修繕を計画しています。また、解体を計画している団地は、相賀団地、小山団地、生熊団地です。現在、空室が目立ってきている状況ですので、何らかの対応が必要と考えていますとの答弁でした。

次に、桧町7号線道路改良工事の場所についてお聞きしますとの質疑に対し、令和6年度の終点から西側へ70mと終点から北側へ40mを計画していますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員から、汐ノ津呂排水機場整備事業について、供用開始はいつですかとの質疑に対し、現在行っている事業の終了年度は令和7年度ですが、供用開始は令和8年度となる予定ですとの答弁でした。

次に、令和8年度にも予算が発生するということですかとの質疑に対し、令和7年度からの繰越事業になった場合、令和8年度に事業完了の予定ですので、予算執行については、令和8年度予算は要求するものではありませんとの答弁でした。

次に、消防団詰所等建物管理事業について、予算が79万7,000円となっていますが、町内に消防団の詰所は何か所ありますか。また、環境が整備されているところとされていないところの差が大きいとの認識がありますが、順次建て替えを含めて施設整備を実施していくという計画はありませんかとの質疑に対し、町内29か所です。今後も理事者や消防団とも協議を重ねながら、詰所の現状を確認した上で、消防団組織の再編と併せて、詰所等の整備も検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で当委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、全国的に下水道管によるものが多いと思いますが、道路陥没が発生しています。紀北町内においてそのような事象は発生していますか。また、老朽管に対する町の考え方をお聞きしますとの質疑に対し、紀北町内に下水管はありませんので、水道管になりますが、漏水等は老朽化により増加傾向ですが、陥没までに至るようなことではなく、漏れ出た水が路面に出てきた際や漏水調査を実施し、対応しています。現在までにおいて、陥没のような危険な事象は発生していません。水道管においては、下水管のように太い管ではありませんので、大きなリスクはないものと考えていますとの答弁でした。

次に、水道料金等審議会は何名で構成され、どのような方が委員となりますかとの質疑に対し、委員報酬を計上していますが、設置要綱には10名以内となっていることから、予算としては1人1回の報酬が5,000円で、最大の10名で4回開催する想定で計上しています。委員の皆様については、水道利用者、学識経験者となっていることから、町内の団体や場合によっては水道協会の専門の方も念頭に入れながら、理事者と協議の上、人選をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、資本的収入の中に国の補助金である生活基盤施設耐震化等交付金がありますが、例年に比べて交付率の状況はいかがですかとの質疑に対し、今年度の補助金については、重要給水施設への排水管の耐震化が対象となっています。船津小学校は避難所となっており、重要給水施設に該当することから、国道42号植村電設付近の旧道から船津小学校へ向かう配水管の布設替え工事について補助金を申請していきます。補助率を4分の1から3分の1に変更するとの通知がありましたので、今回は3分の1と想定して計上していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願の審査を行いました。

事務局から請願書の朗読の後、質疑に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意が妥当であるためであります。

なお、請願審査に当たっては、審査前に請願者の三重弁護士会の担当の弁護士から請願内容に関する説明を受けた後に審査に入っておりますので、併せて報告いたします。

以上で、当委員会に付託された21案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで総務産業常任委員長の報告を終わります。

ここで、10時50分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

それでは、時間が決まりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

まず、ここで会議録署名議員の東篤布議員がちょっと遅れていますので、8番 樋口泰生議員を指名いたします。

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

それでは、令和7年3月議会定例会教育民生常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月6日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教

育課、生涯学習課の各課長と寮長及び職員であります。

なお、今期定例会において付託されました案件は、議案15件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第6号 紀北地域児童発達支援施設条例の審査を行いました。

委員から、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援に関する事業について、また、この施設を利用できる者として、「家族等」とある。また、ほかに、「規定に掲げる額を納付しなければならない」とはどういうことかという質疑に対し、放課後等デイサービスは、学校教育法に規定する学校等に就学している発達が気になる児童について、授業の終了後、または休業日に児童発達支援施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとなっています。主に小・中・高校生が通うのが放課後等デイサービスになります。就学前の子どもが通うのが児童発達支援です。

保育所等訪問支援については、保育所等に入所する発達が気になる児童について、保育所等施設を訪問して、当該施設における発達が気になる児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜を供与することです。

また、「その家族等」とは、療育は子どもが対象ですが、この施設は家族も来ていただいて一緒に考えていこうというスタンスですので、「家族等」とさせていただいた。また、負担額については、基本は1割負担です。生活保護や住民税非課税の方はゼロです。住民税課税世帯で所得割が28万円未満だと月の負担額上限が4,600円となり、所得割が28万円以上の方は、月の負担額上限が3万7,200円となります。また、3歳から5歳児に関しては無料ですとの答弁でした。

また、委員から、この施設は広域での運営ですか。それとも紀北町が運営し、尾鷲市がどのように関わるのかとの質疑に対し、施設は紀北町の建物なので、紀北町からかとう小児科にお願いする形です。ただし、整備費用については、尾鷲市から負担金を頂きます。今後一緒に考えていくというような形でやっていきますとの答弁でした。

尾鷲市から建設関係の負担金を頂き、今後運営に関しての負担金はないということですが、今後一緒に考えていくとはどのようなところを考えてやっていくのか。尾鷲市の子どもも含めて受け入れる体制になると思いますが、運営上の尾鷲市との関わり方についてお聞きしますとの質疑に対し、指定管理料ゼロの予定なので、費用は発生しません。軽微な修繕に関しても、かとう小児科のほうでやっていただく予定です。今後、修繕に関しては、紀北町の建物なので、紀北町で行っていくこととなります。運営に関しては、基本的には児童福祉法に

基づいてやっていきますが、その他で新規事業等が出てきた場合には、尾鷲市と協議してやっていくことになるかと思えます。今のところ特に予定はありませんが、そのような形で考えていますとの答弁でした。

また、委員から、基本的に、発達支援施設というのは紀北町が単独で運営していくが、今後新しく実施するような事業が出てきたときは、尾鷲市と協議をしていくということで、あくまでも今しようとしている発達支援施設は紀北町が指定管理をして運営してもらうということで理解したらいいですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、山林について、矢口小学校が廃校となり、学校の管理ではなくなるのかと思えますが、対象の山林はその後どのようなようになるのですかという質疑に対し、今後は、農林水産課で町有林として管理していただく予定ですとの答弁でした。

さらに委員から、農林水産課で管理していくことになったという説明は議会であるのかとの質疑に対し、所管外ですので、分かりかねますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

指定管理料は幾らか、また、どこへ指定するのですかとの質疑に対し、今回の施設について、指定管理料はゼロです。委託先は、医療法人三慶会、かとう小児科になりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

委員から、こちらも指定管理料は払わないのですかとの質疑に対し、ゼロですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての審査を行いました。

委員から、こちらも指定管理料はゼロですかとの質疑に対し、ゼロですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、課長から追加説明の後、質疑に入り、子ども家庭総合支援拠点運営事業が447万4,000円減額になっていますが、会計年度任用職員はなぜ見つからなかったのですか。必要であったため募集されたと思いますが、来年度はいかがですかとの質疑に対し、前任は元教員で、児童相談所の経験もあり素晴らしい方であったので、後任も教員経験のある方を探しましたが、なかなか見つからず、現在に至っております。引き続き探し、見つからない場合は、公募も検討しますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の審査を行

いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分について、委員から、地区集会所の修繕料の予算額735万3,000円については、昨年度に比べて増額しているが、積算根拠をとの質疑に対し、増額している主な理由としては、呼崎集会所と山本集会所の改修に570万円ほど計上していますとの答弁でした。

さらに、委員から、呼崎集会所と山本集会所はどのような修繕を行いますかとの質疑に対し、呼崎集会所については、和室、大会議室の床のへこみ、和式トイレから洋式トイレへの改修及び調理室にある大きめの調理台の撤去です。山本集会所については、和式トイレから洋式トイレへの改修ですとの答弁がありました。

他の集会所で和式トイレのところはありますかとの委員からの質疑に対し、和式トイレのみの集会所が町内に10か所あります。集会所は、老人会の方など高齢者の方が使用することが多く、洋式トイレへの改修の要望があります。一度に改修を行うことは難しく、使用頻度などを考慮し、順番に改修していきたいと考えていますとの答弁でした。

さらに、委員から、呼崎集会所、山本集会所以外はどのような修繕がありますかとの質疑に対し、その他の修繕については、各集会所、エアコン、浄化槽のブロア修理が主な修繕となっていますとの答弁でした。

また、委員から、集会所が各地区にあります、地区によっては利用されていないところもあると聞きます。集会所が多くある地域や学校やほかの施設を利用できる場所もあり、避難場所としても利用できるような施設を利用するなど、統廃合を検討していますかとの質

疑に対し、町内に集会所は54か所あります。使用状況については、財政課の調査もあり、把握しています。使用状況などから、統廃合については慎重に町民の方と協議していく必要があると考えるとの答弁でした。

さらに、委員から、集会所管理事業は郵便局への費用だが、契約は何年契約か。また、数年で郵便局への委託が終わってしまうと困ると思います。また、手数料が今後変動することはありませんかとの質疑に対し、契約期間は1年間として、随時更新を行っていく契約となっています。郵便局として他の自治体と契約するときにも、このような契約となっています。郵便局としても、役場の事務を行うことのメリットが大きいため、すぐに委託が終わってしまうことはないと考えています。手数料については、今後上がることもあるかもしれませんが、協議し、上がらないようにしていきますとの答弁でした。

出張所の跡地の利用や管理はどのようにしていきますかとの委員からの質疑に対し、赤羽出張所は、そのまま赤羽寮としての利用になります。三野瀬出張所は三浦会館内にあり、生涯学習課の管轄となります。机などはそのまま利用したいとのことです。引本出張所は引本会館内にあり、前回の委員会の質疑で3階にある商工会を1階へとのことでしたので、商工観光課と確認を行いました。広さの関係で難しいのではとのことです。船津出張所は中里集会所内にあり、区長さんに確認したところ、そのまま利用したいとのことです。桂城出張所は漁村センター内にあり、管轄は農林水産課となっています。利用については確認中です。不要な備品は住民課で処分する予定ですとの答弁でした。

また、委員から、引本出張所の跡地利用については、商工会と協議していますか。会議室、役員室は3階、事務所のみ1階など、住民の方の利便性を考えて報告をお願いしたいと思えますとの質疑に対し、引本会館の部屋を確認しており、1階にある事務員の部屋、和室なども含め協議していきたいと考えるとの答弁でした。

また、委員から、マイナンバーカード普及事業について、マイナンバーカードの普及率はどれだけなのか。また、マイナンバーカードをつくらない方の要因は何が考えられますかとの質疑に対し、令和7年1月末現在の申請率が97.78%、県内12位、交付率が90.56%で、県内3位となっています。申請率について、申請後に亡くなられた方などの人数が引かれていない数字となっていますので、高い数値となっています。マイナンバーカードは強制でなく、持たない方もいます。申請したいが、役場への来庁が難しい方には出張申請を行い、自宅でも申請ができるような体制を整えていますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について、質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分について、委員から、社会福祉協議会助成事業の委託料で、ひきこもりサポート事業144万円がありますが、昨年度はなかったのですか。また、内容と委託先について教えてくださいとの質疑に対し、新規事業です。ひきこもりの事業について、町社協は県社協と共同で事業をやっていますが、明確な町とのやり取りがなかったため、町の委託という形で実施し、国の補助金をもらう形にさせていただきたいと考えています。委託先は、町社協になります。町社協には相談事業と居場所づくりという観点で、NPO法人の笑福などと連携して事業をやっていただこうと考えておりますとの答弁でした。

当町にひきこもりの現状はあるのですかととの質疑に対し、ひきこもりの方の人数は分かりませんが、実際関わっている人数としては少ないですが、年間で数件はありますので、それに対する相談窓口となりますとの答弁でした。

また、委員から、障害者総合相談支援センター設置事業1,210万7,000円のうち、委託料であそびの教室33万円、相談支援センター設置事業1,149万2,000円、療育等支援事業28万5,000円の内容をお聞きしますとの質疑に対し、あそびの教室等は町の単独事業で、療育関係者を呼び実施する事業です。障害者総合相談支援センターは、介護でいうところの包括支援センターのようなもので、尾鷲市社協の結に委託している事業となります。障害児療育等支援事業補助金は、今までスマイル教室という尾鷲市社協でやっていた事業に代わる事業で、児童発達支援までは必要ないグレーゾーンの方等に対して行う事業です。尾鷲市で実施する事業の負担金ですとの答弁でした。

また、委員から、あそびの教室は療育の専門家を呼ぶとのことですが、委託料ということは、町が主催でそういう方を呼んで、あそびの教室をやっていくということですか。相談センター設置事業1,149万2,000円は負担金と考えたらよいのか。療育等支援事業は、前はスマイル教室としてやっていたものを、発達支援施設ができる中で、尾鷲市で合わせてやるということは、どのような関係で実施されるのですかととの質疑に対し、あそびの教室は町事業で委託して、専門の方に来てもらう事業となります。障害者総合相談支援センターについては、主に職員の人件費になります。総事業費が2,427万9,000円で、それを尾鷲市と国勢調査の人口で負担率を決めています。障害児療育等支援事業補助金は、児童発達支援施設に行かれる方がほとんどですが、1歳半健診や3歳半健診などで発達の支援が必要な方が出てきたときに、すぐに保護者が容認されない場合もあり、すぐに施設に行くのではなく、一旦考える期間を置く場合や、一緒に考えていく場合を想定し実施する事業への補助として考えていますとの答弁でした。

また、委員から、相談センター設置事業は尾鷲市と人口割負担とのことですが、紀北町がこれだけの金額を出す中で、尾鷲市に設置する相談窓口として、紀北町民にとってどういう利用があるのか。また、療育等支援事業は、尾鷲市で実施する意味はあるのですかとこの質疑に対し、総合相談支援センターは、障害を持った方がまず相談するのが結ということになり、相談だけでなく施設を使う場合の利用計画やいろいろな悩みなどを聞いていただくような総合的な窓口となっています。障害児療育等支援事業は、人数が少ないことが予想されるので、紀北町単独より尾鷲市の事業に参加させていただく形で考えていますとの答弁でした。

また、委員から、放課後児童クラブ対策事業について、昨年度の予算説明から見ると、4クラブから2クラブに分けられ、金額も個別に計上されており、それぞれ金額が昨年度から上がっています。その点についての説明をお願いしますとの質疑に対し、放課後児童クラブの基本となる部分ですが、常勤の職員2名以上の区分というのが新しくでき、常勤2人でないクラブと2人のクラブがそれぞれ2クラブずつ、合計4クラブということで考えています。金額設定が2種類あります。放課後児童クラブだけでなく、保育でも人件費は14%ほど上がっており、全体的に子ども関係の補助金の単価は上がっている傾向にありますとの答弁でした。

さらに、委員から、子ども・子育て支援事業について、前年度の委託料で、子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで600万円の計上がありましたが、令和7年度は9万円しか出ていないのはなぜですかとの質疑に対し、令和6年度は子ども・子育て支援事業計画の策定年度でした。5年ごとに策定するもので、それを除くと令和7年度は会議費用のみということになりますとの答弁でした。

また、さらに委員から、災害援護資金貸付金返還金は、平成16年の水害からずっと続いており、県への返還は町が立て替えたわけですが、現在、残高はどれくらいあるのですか。令和7年度見込みも含め、どうしていくのか。また、全く入金がない、返還は無理なのではないかと考えられる額は、見込みでどれくらいありますかとの質疑に対し、令和5年度末で2,637万971円の残額となっています。近年の状況ですが、令和5年度の実績で127万円、令和6年度は途中ですが、100万円ほど入っていますので、予算額も150万円とさせていただいています。推測ですが、半分ぐらいの方は返還が無理になるのかなと思っていますとの答弁でした。

また、さらに委員から、半分ぐらいは返還が難しい中、どこまでこの事業を引っ張るかというところで、払った人とそうでない人の公平性がどうなのかとなりますが、請求をやめ

ることはまだ考えていませんか。さらに、この事業を進めるに当たって、事務作業やシステムに20万円の経費をかけるほうがかなりウエイトが高くなることも考えられます。現状はどうか。使用料及び賃借料のシステムは使わないと徴収できないものですかとこの質疑に対し、今のところは、なるべく時効にならないように督促を行い、入金していただく方針で考えておりますとの答弁でした。さらに、歳出が歳入を上回るようなことになりましたら本末転倒ですので、そのあたりはどこまで償還事務をしていくのか、相談しながらやっていきたいと思います。確かに件数は減ってきているので、重要性は年々低くなっていると思います。また、検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。

次に、委員から、結婚新生活支援事業は、どのタイミングでどのように請求するのですか。例えば、住宅費や引っ越し費用、リフォーム費用にしても、結婚する前にかかった費用も請求できるのですか。紀北町の方が尾鷲市の方と結婚して尾鷲市に住む場合、それまでに準備した部分は紀北町には請求できず、尾鷲市に請求するのですかとこの質疑に対し、基本的に、対象者が結婚し紀北町内に住まわれた夫婦ということになりますので、尾鷲市に住まわれる場合は、支払われないこととなります。令和6年度の結婚新生活支援補助金の対象者は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦です。対象となる費用は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出した費用となります。また、補助限度額については、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は、1世帯当たり60万円が上限となり、それ以外の対象者の方は、1世帯当たり30万円が上限となりますとの答弁でした。

さらに、委員から、ボランティア育成活動事業103万7,000円の詳細は。また、社協への委託事業ですかとこの質疑に対し、社会福祉協議会のほうに補助している事業で、ボランティアの募集やボランティアのための講座を行っています。費用は103万7,000円となっていますが、このほかにも障害者への生活交流会や福祉団体への助成事業などが入っており、それらを足した金額となっています。ボランティア育成活動事業については約37万円、障害者生活交流事業が約27万円、福祉団体育成が約39万円となっていますとの答弁でした。

さらに、他の委員から、じん臓機能障害者通院交通費補助事業について、令和7年度、296万8,000円の予算を計上していますが、補正予算で139万5,000円の減額となっています。それはどのような状況なのですかとの質疑に対し、該当者には全員に通知をさせていただいています。中には申請されない方もいますが、次の機会に申請することはできますので、希望者には行き渡っていると思います。不用額の理由は、昨年度福祉タクシーの単価を増額さ

せていただいて、もう少し費用が増えると思っていましたが、福祉タクシーの利用者が増えていないことと、一番大きな要因として、透析で手帳を持つ方が年々減っていることがありますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、委員から、歳入歳出合わせてどれだけの利益がありますかとの質疑に対し、養護老人ホームの財源として、入所者負担金と受託事業収入となり、それ以外は紀北町負担部分となりますとの答弁でした。

プラスマイナスどちらですか、金額はどのくらいですかとの質疑に対し、養護老人ホーム費、歳出予算額1億926万9,000円に対し、財源として、個人負担金、受託事業収入を合わせた1,297万6,000円です。それに加えて、紀北町が養護老人ホームへの入所措置として負担すべき金額が約3,000万円ほどになりますので、約6,000万円が財源不足の状態となりますとの答弁でした。

また、委員から、選挙に係る不在者投票事務経費の外部立会人はどういう方ですかの質疑に対し、選挙管理人は、一般の町民の方に来ていただいています。その報償費となりますとの答弁でした。

さらに、選挙管理委員会が推薦した方ですかとの質疑に対し、選挙管理委員会から指定された方となりますとの答弁でした。

以上のとおり、老人ホーム赤羽寮所管分について、質疑を終了しました。

次……

入江康仁議長

先ほどから、この選挙立会人を管理人、管理人て何回も。

近澤チヅル教育民生常任委員長

ごめんなさい。何回も。

入江康仁議長

繰り返しているのです。

近澤チヅル教育民生常任委員長

どうも失礼いたしました。

先ほど、選挙に係る不在者投票事務経費のところで、外部立会人のところで選挙管理委員会が推薦した方ですか。

入江康仁議長

違う、違う。立会人です。

近澤チヅル教育民生常任委員長

立会人のところですね。その前でした。

入江康仁議長

報償費のところ。

近澤チヅル教育民生常任委員長

選挙に係る不在者投票事務経費の外部立会人とはどういう方ですかとの質疑に対し、今のところが間違っていましたので、もう一度報告させていただきます。

選挙に係る不在者投票事務経費の外部立会人とはどういう方ですかとの質疑に対し、選挙立会人は、一般の町民の方に来ていただいています。その報償費となりますとの答弁でした。

以上、修正させていただきます。失礼しました。

次に、環境管理課所管分について、質疑に入りました。

委員から、課別説明書では、不燃物処理施設管理事業、修繕費で埋立物搬送コンベア、施設階段修繕ほかに250万円の予算計上がありますが、昨年度も同じ項目で1,107万6,000円の予算計上がありました。今年度も同じ項目で250万円の計上がされている理由について説明してくださいとの質疑に対し、課別説明書の記載事項については誤りです。正確には、車両に係るものとバックホウに係る修繕料等ですとの答弁でした。

廃棄物適正処理推進事業の委託料について、不燃物処理場機能回復と中継施設基本構想で1,860万円の予算計上がありますが、中継施設基本構想の委託内容と委託先を教えてくださいとの質疑に対し、中継施設の基本構想と基本計画の部分まで委託したいと考えています。町民の利便性を考え、東紀州広域ごみ処理施設が整備された際に、町内での廃棄物中継施設が必要になると考えています。それに向けて、現状の分析、中継施設の場所、コスト面等を含めて、住民の利便性を最優先にどのような施設を整備すべきかを多角的な方面から構想をつくっていきたいと考えています。委託先については、入札方式を考えています。環境関係のコンサル業者になるかと思いますとの答弁でした。

また、委員から、町外のコンサルタントに決まる場合も大いにあると思います。こういう計画をつくりましたと終わってしまう場合も多々あるので、課長の言ったように住民の利便性を考えると、業者に任せるだけではなく、地域の意見も十分に考慮してもらいたいのと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今回の基本構想については、決め打ちではなく、いくつかのパターンを挙げていただく予定です。場所、方式、経済面や住民の利便性も含めて、

どのような形がいいのかを検討して基本計画をつくっていく形になっていますので、住民の声は十分に聞き、考慮したいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、つくっている途中でも業者に声をかけるなど、有意義なものになるように十分考慮してつくってもらいたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、今回のこの基本構想については、固まる段階の前にできるだけオープンにして、住民の声を聞く機会ができればと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、課別説明書の廃棄物適正処理推進事業の事業補助金、通常ごみステーション更新等助成金100万円について、これは資源プラスチック分別であふれているごみステーションを整備するためのものですかとの質疑に対し、この事業補助金については、地域で整備する可燃ごみの通常ごみステーションを更新するための補助金です。軟質プラスチックの分別に関しては容量が足りないとの声がありますので、来年度以降、町のほうで満足していただけるような形で整備をしていきたいとの答弁でした。

また、委員から、補正予算がまた上げられるということですかとの質疑に対し、現状の予算内で大きな容器への変更などを検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

さらに、委員から、資源プラスチックの分別については、大きな容器にするなどを既設の予算で考えていきたいとのことですが、風で飛ばされるなどもありますので、蓋つきのものにするなどを考えていただきたいです。分別により可燃ごみの量が減っているとの話も聞きますので、ごみ減量の観点から推進していただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、風で飛ばされるとのご意見もありますので、考慮していきたいと思います。資源ごみリサイクル促進事業からの支出を予定していますとの答弁でした。

さらに、委員から、使用料及び手数料の一般廃棄物処理施設使用料のうち、業者から頂く処理費用はし尿処理料だけなのか、456万円の中にも含まれているのか教えてくださいとの質疑に対し、クリーンセンターに係るし尿処理料については、112万円を計上しています。これは紀伊長島地区と海山地区の3か年平均投入量1万291k1から処理費用を計算し、その98%を見込み、計上していますとの答弁でした。

さらに、委員から、し尿と汚泥を含めてクリーンセンターへ持ち込まれる業者からの収入が112万円という考え方でよろしいですかとの質疑に対し、委員ご指摘のとおり、業者からの収入は112万円として計上していますとの答弁でした。

また、委員から、課別説明書のし尿処理費について、修繕料4,428万1,000円の詳細が書かれていますが、括弧書きの部分等の意味を含めて説明をお願いしますとの質疑に対し、課別

説明書の括弧書きについては、修繕料4,428万1,000円の内訳という意味で、括弧書きをつけていますとの答弁でした。

さらに、委員から、今年度はセラミック平膜点検整備工事など全て行うということによろしいですか。また、何年に1回くらい修繕が必要ですかとの質疑に対し、記載している中で、破碎機修繕工事、汚泥脱水機修繕工事、セラミック平膜点検整備工事については、毎年必須です。反応槽循環ポンプ及び電動機修繕と硝化液循環ポンプ及び電動機修繕については、2年に1回の事業ですとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分について審査しました。

まず、委員から、スクールバス運行事業の委託先は。そして、何台のバスを稼働させていますかとの質疑に対し、三重交通株式会社に委託しています。小中学校で5台、幼稚園で1台を使用して運行していますとの答弁でした。

複数の学校の生徒が同じ1台のバスに乗ることはありますかとの質疑に対し、そのような運行ルートもありますとの答弁でした。

さらに、委員から、小学校の特別教室へのエアコン設置事業について、これは全ての特別教室に設置が完了になるのですかとの質疑に対し、完了とはなりませんとの答弁でした。

さらに、委員から、今回の予算には中学校へのエアコン設置事業は計上されていませんが、中学校の特別教室へのエアコンの設置状況をお聞きしますとの質疑に対し、既に設置されている学校と設置されていない学校がありますとの答弁でした。

設置校と未設置校があるというのはおかしいのではないですか。今後整備していく計画はありますかとの質疑に対し、比較的新しい校舎である相賀小学校や紀北中学校についているという状況です。これから整備を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。ローリングにも挙げており、今後、数か年で計画的に設置できればと考えていますとさらに答弁が付け加えられました。

さらに、公立学校情報機器整備費補助金について、1,037万3,000円が国庫補助金として計上されています。課別説明書の中では、GIGAスクール末端への補助金で1,555万9,500円の3分の2の金額、内容としては、GIGAスクール末端の更新に要する費用という説明だったと思いますが、前回の導入時期が5年ほど前だったかと思いますが、GIGAスクール末端は何年かで更新していかないといけないものなのですか。今回は3分の2の補助金が活用できますが、それ以降の更新でも補助金は出るのですかとの質疑に対し、最初に端末を導

入し整備したのが令和2年度で、それから5年目となります。令和7年に整備して、令和8年度から活用という内容ですが、今回活用予定の補助金については、当然要望はしています。更新の必要性については、5年程度使用すると、やはり液晶の故障等がひどくなってきているような状況ですとの答弁でした。

さらに、委員から、定期的に5年での更新が必須ではないということは理解しましたが、次に更新が必要になったタイミングで国庫補助がなかった場合、大きな金額で一般財源が必要になってくる状況も出てきますので、5年に一度更新する場合、まだ使用できる末端も含めて、全台更新する必要があるのか。それとも、状態の悪い末端だけを更新していくのかお聞きしますとの質疑に対し、今回の更新に関しては、中学生全ての末端の更新を予定しています。さらに、予備として15%の台数を加えて、合計282台となります。

これまで使用してきた末端のうち、使える末端は予備としてストックしておく考えです。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

はい、どうぞ。

近澤チヅル教育民生常任委員長

間違えましたか。

8番 樋口泰生議員

ちょっとあまりね、端末だと思うんですが、末端、末端と聞こえるので。

近澤チヅル教育民生常任委員長

反対読んでいました。すみません。

入江康仁議長

そこのところ気をつけて。

近澤チヅル教育民生常任委員長

ありがとうございます。

入江康仁議長

先ほどから読み違いたくさんありますので。

近澤チヅル教育民生常任委員長

はい。ごめんなさい。端末を末端と読んでいましたね。反対読んでおりました。ごめんなさい。

そこところのもう一度言います。

定期的に5年での更新が、課長の答えのところで、私、端末のところを末端と読んだ部分がありましたので、全て読み間違えたところを端末と訂正させていただきます。本当に失礼いたしました。

それでは、続きまして、再度、報告させていただきます。

今回の更新に関しては、中学生全ての端末の更新を予定しています。さらに予備として15%の台数を加えて、合計282台となります。これまで使用してきた端末のうち、使える端末は予備としてストックしておく考えです。4年程度使用していると、劣化はもちろんですが、体感的に性能が劣ってくる部分がありますので、基本的には全体で更新していくことが望ましいと考えていますとの答弁でした。また、今後補助金制度が継続していくかどうかについては、現時点では分かりかねますが、市町からの要望活動の継続の必要性について、今後も確認していきますとの答弁でした。

さらに、委員から、部活動指導員配置促進事業165万円のうち、報償費として148万8,000円となっておりますが、部活動指導員というのは学校職員以外なのか、この確保はどのようにしているのか。また、令和4年度は24万円、令和5年度は54万円、令和6年度は97万円という予算が計上されていますが、今回倍近く上がっている理由をお聞きしますとの質疑に対し、部活動指導員に関して予算が増えていったという部分では、当初は1人1部活から始まりました。それから、毎年度対象の部活を増やしていき、令和7年度は7部活を予定しています。また、部活動指導の活動時間を増やしており、これまで80時間以内で活動でしたが、令和7年度からは130時間に増やしています。教員は部活動指導員に入っておらず、外部指導員という形で依頼しています。教員も外部指導員として兼業できる旨を聞いていますが、紀北町ではやっていませんとの答弁でした。

さらに、委員から、対象人数は1部活1名なのか。また、先生以外とのことですが、人材の確保は容易に可能なのですかとの質疑に対し、1部活1名で運営しており、人材の確保もできていますとの答弁でした。

また、委員から、小学校校舎等施設営繕事業について、西小学校は、更衣室雨漏り修繕工事で43万1,000円を計上していますが、小学校の更衣室の場所、状況、原因及び緊急性の有無、また、入札をするのかについてお聞きしますとの質疑に対し、場所は、職員室の前となります。用途は、職員の更衣室です。2年前に屋根の防水工事はしており、屋根からの雨漏りは止まっていますが、横風が吹いた際などに横から雨漏りが確認できる状況です。工事については、現時点で入札するかどうか決定していませんとの答弁でした。

さらに、委員から、幼稚園管理運営事業で工事請負費66万円が計上されています。園舎玄関天井ガラス交換工事とのことですが、現在の状況、原因、緊急性の有無についてお聞きしますとの質疑に対し、原因としては、獣害が考えられます。猿が上りガラスの上を移動して、ひびが入ったということを知っています。若干の雨漏りも発生しているので、令和7年度で修繕できればと考えていますとの答弁でした。

さらに、緊急性はないのですか。緊急性があるのなら早急にやっていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、緊急性がある場合は早急に動きたいと考えています。今回の修繕では、素材をガラスからポリカーボネートに変更する予定です。現在はガラスですが、安全対策としてネットを張っていますので、万が一落下したとしても、園児に直撃することはありませんと答弁でした。

さらに、緊急の場合は、予算を確保する前に課長権限で実施できないのですかとの質疑に対し、事務決裁規定に沿って予算を執行していくこととなりますとの答弁でした。

委員から、教員住宅使用料について、教員住宅は全部で幾つありますか。また、リフォームは済んでいますか。リフォームがしっかりできていれば、もっと入居が増えて、歳入を増やせるかと思いますが、どうお考えですかとの質疑に対し、三船中教員住宅2戸、船津小教員住宅1戸、西小教員住宅3戸、井ノ島教員住宅3戸、赤羽教員住宅3戸となっていますとの答弁でした。

それで全てですかとの質疑に対し、あと相賀に1戸、矢口浦に1戸ありますとの答弁でした。

相賀と矢口浦の教員住宅はリフォームされていますか。されていないならなぜ長い間メンテナンスされていないのですかとの質疑に対し、これまでの詳細な経緯は分かりかねますが、当該物件は校長、教頭用の教員住宅として建てられたことから、家族で住むための間取りとなっており、いつから使用されていないかについても分かりかねる状況ですとの答弁でした。

全ての物件で水洗トイレとなっていますかとの質疑に対して、全て水洗ですとの答弁でした。

また、委員から、小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業で、それぞれの業務委託料の中の保守点検委託料のうち、浄化槽について、小学校は7校、中学校は4校となっており、それぞれ1年契約で委託していると思いますが、各学校の浄化槽のサイズや金額などの契約内容について明細はありますかとの質疑に対し、各学校で1年契約で委託しています。サイズについては、何人槽といった形で契約していますとの答弁でした。

また、委員から、さらに、休校学校等管理事業について、廃校となる矢口小学校の管理費については、この事業の中で管理していくことになっているのですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。

285万円の管理事業費で何校が対象となっていますかとの質疑に対し、4校ですとの答弁でした。

この金額で4校をしっかりと管理していける計画ですかとの質疑に対し、予算上は建物保険など最低限の部分での計上となります。修繕等については、随時対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

さらに、委員から、給食施設費の中の海山地区学校給食管理運営事業で、管理栄養士1名の報酬267万2,000円、期末勤勉手当102万5,000円とありますが、金額的に報酬に対して期末勤勉手当が多いように思いますが、説明をお願いしますとの質疑に対し、基準の金額を計上していますとの答弁でした。

さらに、委員から、月額報酬がそれなりの金額がないと期末勤勉手当が102万5,000円にはならないと思いますが、管理栄養士は別の計算方法があるなど何か理由があるのですかとの質疑に対し、計算根拠については間違いありませんとの答弁でした。

入江康仁議長

近澤議員、昼食のため、ちょっと休憩といたしたいので。

近澤チヅル教育民生常任委員長

はい、分かりました。

どうもいろいろ読み間違いがありました。失礼いたしました。

入江康仁議長

それでは、ここで昼食のため、午後1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 59分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

それでは、教育民生常任委員長、報告の続きをやってください。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

引き続き、常任委員会の報告をいたします。

午前中に管理栄養士の質疑と答弁を報告いたしましたが、以上、それで学校教育課所管分の質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、委員から、公民館管理運営事業の工事請負費について、海山公民館音響設備更新工事の金額と更新理由をとの質疑に対し、工事請負費については、海山公民館音響設備更新工事は1,094万5,000円の予算を計上させていただいています。ほかに高圧受電設備のコンデンサー取替え工事が34万1,000円となっています。今回、海山公民館の音響設備を更新するわけですが、生涯学習課の事業としては、海山公民館と東長島公民館を主な施設として使用しており、特に海山公民館については音楽関係の公演が多くあるため、こちらの施設から更新していきたいと考え、予算を計上させていただいておりますとの答弁でした。

また、委員から、音響設備とはスピーカーを指すのか、周辺機器も含めてということなのか、また、1,094万円という大きな金額なので、何年かに一度更新が必要なのか、今回音が悪くなって更新するのかについてお聞きしますとの質疑に対し、海山公民館については、建設当時の音響設備が設置されており、何十年とたっていることから、劣化が進んでいる機器の更新となります。音響設備にはスピーカーや卓上の操作盤などの部分があり、入力部分、出力部分と分かれていますので、そういった箇所を順次更新していくような事業になっています。この事業については、来年度以降も、東長島公民館も含めて計画を立てながら更新をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、郷土資料館管理運営事業について、海山郷土資料館維持管理補修で300万円となっています。登録有形文化財ということで理解していますが、明治初期からヒノキの材を使っているということなので修繕も大変だと思うが、300万円でどの程度修繕しようとしているのですかとこの質疑に対して、今回計上させていただいた300万円は、外装部分について、壁部分の塗装等を行う内容を考えています。また、その他玄関部分に階段の段差があることから、スロープの設置なども実施したいと考えています。委員がおっしゃるように文化財登録されていますが、小修繕であれば届出なしでもできると確認を取っていますとの

答弁でした。

さらに、委員から、体育館管理事業について、志子体育館屋根塗装改修工事で509万7,000円とありますが、塗装が必要になった原因と塗装箇所、志子体育館の使用状況をとの質疑に対して、志子体育館については、雨漏りの関係での塗装工事になります。一部雨漏りの箇所において、担当職員が屋根に登り小修繕を実施しましたが改善されないため、改修工事として計上させていただいています。利用については、現在、8団体の方が利用されていますとの答弁でした。

また、さらに委員から、海山グラウンド管理事業について、公有財産購入費、海山グラウンド用地購入で338万8,000円とあります。買収面積、用地購入が必要な理由、購入場所と予算計上の坪単価は幾らとして想定しているのかお聞きしますとの質疑に対し、公有財産購入費については、海山グラウンドの尾鷲側で樹木が生えている脇のケージがある場所になります。こちらについては、地権者の方から状況について町に問合せがあり、現状海山グラウンドとして使用していることから、今後も同様に使用するのが望ましいという判断で取得を考えています。購入費の積算については、路線価方式を基に計算し、計上させていただいております。面積については、公簿面積で506平米となっています。この事業の中に調査測量業務も含まれており、調査を踏まえて面積を確定させ、購入したいと考えていますとの答弁でした。

地権者からの問合せがあった上で用地買収をするということですが、町は、グラウンドとして使用していたところが違う地権者であったということを確認していたのですかとこの質疑に対し、海山グラウンドについては、昭和39年からある施設ですが、町としては、その土地が個人の土地であるということを確認していませんでしたとの答弁があり、さらに、地権者の方から申し出があったということだったのでこういう処理をせざるを得ないと思うが、今後こういったことがないようにお願いしたいとの質疑に対し、今後はこのようなことがないように進めていきたいとの答弁でした。

また、さらに委員から、取得価格について、平米当たりの単価はどの程度になりますかとの質疑に対し、6,700円ほどになりますとの答弁でした。

以上のとおり生涯学習課所管分についての質疑を終了しました。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り討論はなく、採決に入り全員賛成。よって、本案の当委員会所管部分については、可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑に入り質疑はなく、討論に入り反対討論はなく、賛成討論として、町営で運営し続けるためにはどうすべきか、将来を見据えて考えながらやらなければいけないという附帯意見を付けて賛成討論としますという賛成討論がありました。採決に入り全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された15案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算(第7号)の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号 紀北地域児童発達支援施設条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算(第7号)の教育民生常任委員会

に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第3

入江康仁議長

それでは、これより各事案の討論、採決に入ります。

まず、日程第3 議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第5号 紀北町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の反対討論を行います。

企業版ふるさと納税とは、地方自治体に寄附をした企業の法人税等の税負担を軽くする制度です。2016年に始まった制度であり、そのときの寄附の上限は、6割が税額控除となっていました。2020年度には最大9割の仕組みに変わりました。寄附額の9割も税金が返ってくることから、適用件数は急増し、23年度の寄附実績が約470億円、改正前の2019年は約37億円、また、財界の要望で3年間本制度が延長され、2023年度に寄附をした企業数も7,680社にまで膨らんでおるこの制度でございます。

企業が純粋に地方支援を目的として寄附をするならば、そこに減税という見返り、それも9割を設置することは、国の制度であります。間違っております。そもそも地方活性化のための財源が必要ならば、企業に税金を払い戻すのではなく、その財源を自治体の地方創生事業に直接補助をすればいいと思います。そして、企業の癒着や不正が既に起こっております。

このような制度は、国の制度であります。抜本的に見直すべきであり、その制度を推進するものであり、そのことを認めることができず、その点を指摘し、反対討論とします。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 議案第 6 号 紀北地域児童発達支援施設条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

原案に賛成討論をされる方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第 6 号 紀北地域児童発達支援施設条例に賛成の立場で討論をいたします。

障害者グループ支援のはあとの会の方々が、自分の子どもたちは大きくなったが、ここに至るまで、子どもたちが小さいときから周りの人々の温かい支援をたくさんいただきここまで来ました。ですから、もう自分の子どもは大人になったが、今度は自分たちがしていただいたように若いお母さん方の力になりたい、そういう思いから、この地域にはない児童発達支援センターをどうしても設立したい、そして安心して誰もが子育てができるように何としても発達支援施設が必要ということで運動を起こしました。

それから 2 年余り過ぎましたが、4 月 1 日から旧ふなつ幼稚園に開所の運びとなりました。それに伴う条例の制定です。はあとの会の皆様の温かい思いが実った開所です。また、幸いにも長年三重県の児童福祉でトップを走っておられた加藤先生のお力をいただき、その努力も踏まえての開所です。そして、この先の運営にも関わっていただきます。

子どもたちの未来を国も応援に変わってきました。こども家庭庁の障害児支援、医療的ケア児支援等の予算は、2025年度は24年度から216億円増えております。24年度から福祉型、医療型が一本化された児童発達支援センターの予算が増えております。現在は福祉型の児童発達支援施設ですが、これがさらに福祉型、医療型が一本化されたら、たくさんの補助がつく未来が輝いております。児童発達支援センターの機能強化の予算がたくさんつきます。さらなる発展を望みます。

その実例といたしまして、児童発達支援センターの機能強化、地域の子どもたちが集まる場所の推進、母子保健分野との連携による早期の発達支援、保育所などに出向いて支援する巡回支援専門員の整備など、それぞれの補助が2025年からついております。これらに向かって頑張っていたきたいと思います。

全ての子どもが安心して遊び、学び、元気に生きていくことを願って、賛成討論といたします。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第7号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

原案に賛成討論をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第8号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第10号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第11号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第12号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第13号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第14号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第15号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を
願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第16号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第17号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第18号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第19号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第20号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第21号 紀北地域児童発達支援施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第22号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第23号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第21 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第24号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

2時まで暫時休憩とします。

(午後 1時 49分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 00分)

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 議案第25号 紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第23 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24

入江康仁議長

次に、日程第24 議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、議案第26号 紀勢自動車道地域振興施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論を行います。

この指定管理に関しては、その名のとおり地域振興をするための施設管理指定であり、地域振興をするために売上げのみを追求しない一般社団法人がよいの理由から、公募をせず、一般社団法人を管理者として指定しています。この議案が可決されれば指定管理者となる一般社団法人みえ熊野古道JAPANと新たに協定書を締結することになりますが、協定書の内容を遵守することが重要で、必ずそれは遵守されるべきであります。

地元の一般社団法人だからこそ地域振興に寄与する法人だと思っておりますし、町内の納入業者との良好な関係性を構築してくれるはずであります。一般社団法人みえ熊野古道JAPANは、今までもこれらを十分理解して運営されているはずであり、今まで培った経験やノウハウを十分に生かせる法人だと思っております。

地域振興のための目的は協定書に明記されているはずであり、協定書に記載されているとおり、町と指定管理者が協力し地域を盛り上げていただきたい。これについてはほかの指定管理者の指定についても言えることではありますが、指定管理者の指定をした後も、十分に町

と指定管理者と情報の共有を含め話し合いをし、協力し合いながら地域の活性化に努めていただけの事を信じ、この議案に賛成します。議員各位のご賛同を求めます。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第24 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25

入江康仁議長

次に、日程第25 議案第27号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第25 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26

入江康仁議長

次に、日程第26 議案第28号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第26 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27

入江康仁議長

次に、日程第27 議案第29号 令和6年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第27 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28

入江康仁議長

次に、日程第28 議案第30号 令和6年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第28 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29

入江康仁議長

次に、日程第29 議案第31号 令和6年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第29 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30

入江康仁議長

次に、日程30 議案第32号 令和6年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第30 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31

入江康仁議長

次に、日程第31 議案第33号 令和7年度紀北町一般会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第31 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32

入江康仁議長

次に、日程第32 議案第34号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第32 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33

入江康仁議長

次に、日程第33 議案第35号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第33 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34

入江康仁議長

次に、日程第34 議案第36号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第34 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35

入江康仁議長

次に、日程第35 議案第37号 令和7年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第35 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第36

入江康仁議長

次に、日程第36 請願第1号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第36 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、追加議案の提出がありましたので、追加議事日程の配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午後 2時 14分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 16分)

日程の追加

入江康仁議長

町長から追加議案2件、議員から発議1件と意見書案1件が提出されておりますので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案等4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。次に、追加議案2件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議において審議することに決定いたしました。

追加日程第 1

入江康仁議長

それでは、追加日程第 1 議案第38号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第38号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本議案につきましては、中井教育長が令和7年4月1日をもって任期満了となることから、令和7年4月2日から新教育長として、島勝浦376番地、松島功城氏を任命いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

中井教育長におかれましては、平成31年4月に紀北町教育長に就任され、紀北町の教育行政に多大なご尽力を賜ってこられましたことに対しまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

松島功城氏におかれましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することから適任者であると考えますので、新教育長として任命することについてご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上、人事案件は1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

教育長の任期というのは6年になるんですか、これで見ていると、中井さんの場合は。これはいつから決まっていますか。前の教育長のときは長かったように思いますが、いつ決まったのですか、ちょっと教えてください。すみません。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

お答えをさせていただきます。

教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条におきまして3年となっておりまして、今回もこの法律に基づきまして3年で上程させていただいております。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

任期は3年、それをまたあと3年伸ばすことは可能なんでしょう。前の小倉教育長のときには随分長かったように思いますが。3年をいったら3期していたのか4期していたのかは記憶にないですよ。任期が3年、でも中井教育長の場合は3年、3年で6年じゃないですか。それを決めるのは教育委員会のほうから決めてくるのですか、町長が決めるんじゃないんですか、新たな任命権は町長にあるんだから。

前の小倉教育長は何年だったか、総務課長、覚えておられますか。任期は3年と決まっていた。その3年任期を1期、2期、3期、4期ぐらいしたと思いますが。覚えておられますか。

入江康仁議長

水谷総務課長。

水谷法夫総務課長

申し訳ございませんが、小倉教育長につきましては存じているんですが、ちょっと任期を何期やっていたかということまでは存じてございません。

以上でございます。すみません。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

一応任期は3年である。でも、もう一期してもらおう、もう一期してもらおう、これは別に9年でも12年でもできるわけですよ。これは町長が決定するということですね。中井さんはもう6年でいいでしょう、次はこの人にしよう、この決定権は町長にあると判断してよろ

しいですか。決定権は議会、いや提案は町長でしょう。だから、3年で切ることも可能であるし、もう一期伸ばして9年にすることも提案できるのは町長ですよ、それを決めるのは議会ですけど。分かりました。

入江康仁議長

答弁はいいですか。

6番 東篤布議員

いいですね。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。反対討論をさせていただきます。

僕は、町長が任命された松島功城さん、この方はよく知りません。だから、何ら不満があるわけではないんですが、現教育長の中井さんが非常によくやられている。まだ彼は若い。まだ2期や3期は続けてできるんじゃないかなと思っていたんですね、赤羽中学の教員時代から僕は存じていますが。町長の任期というのは4年ですね。教育長の任期は3年。でも、それを延期することは可能である。その辺は町長の判断による。

僕は、なぜたった2期そこらで次の方を任命するのかはよく理解できないですね。以前にも、副町長のあれにも僕は、副町長個人は嫌いじゃないですよ。でも、年数的に合わないとそれにも反対させてもらいました。これを決めるのは議会だとして、でも任命権は町長にある。

私は、この松島さんに何ら異議があるわけではございませんが、中井教育長にできるならばもう2期、3期やっていただいて町の教育のために頑張っていただきたい、こういう思いで、今回の提案につきましては反対させていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ほかに原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第38号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教育長の任命について、議会が同意をしたときは、議会の申合せにより、本会議において挨拶することとなっており、松島功城氏から挨拶をさせていただきたいという町長のお申し出をいただいております。少し時間をいただき、発言を許可することにいたしたいと思いますので、ご承知おきください。

それでは、松島功城氏の出席を許可します。

(松島功城氏：入場)

入江康仁議長

ただいま教育長の任命事案が同意されました。挨拶につき発言を許可いたします。

松島功城氏

ただいま教育長任命に当たり、議会のご同意をいただきました松島功城と申します。まだまだ未熟なところのある身ではありますが、議会での皆様のご同意をいただきましたからには、今後、誠心誠意職務の遂行に当たりたいというふうに存じております。

紀北町で暮らす子どもたちにとって、この紀北町で学んだことが生きる力となり、将来の自己実現、ひいてはよりよき社会をつくっていく、そういう力になるよう精いっぱい育成に努めたいと思っております。

皆様方におかれましては、今後のご指導、ご鞭撻のほうをよろしく願いたいと思

います。どうかお願いいたします。

入江康仁議長

松島功城氏におかれましては、4月2日から教育長の職務についてよろしくお願い申し上げます。

それでは、退席していただきます。

(松島功城氏：退席)

入江康仁議長

皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

引き続き会議を進めます。

追加日程第2

入江康仁議長

次に、追加日程第2 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの教育長の任命につきまして、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。新たに着任する教育長と協力し、今後も教育行政に邁進してまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご支援、ご協力をいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、1件の議案についてご説明を申し上げます。

議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。損害賠償の額を決定し和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申

上げます。

また、今後、このような事故が発生しないよう引き続き事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

それでは、議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明させていただきます。

追加議案の3ページをご覧ください。

議案第39号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1 損害賠償の義務の発生原因となる事実

令和5年11月7日午前9時10分頃、紀北町東長島地内の国道42号片上北交差点において、環境管理課会計年度任用職員の運転する公用車が、優先道路を左方から進行してきた損害賠償の相手方の車両に気付かず交差点に進入して衝突し、運転していた相手方1名を負傷させるとともに車両1台に損傷を与えた。

2 損害賠償の額

4,325,367円

3 損害賠償の相手方、議案に記載のとおりでございます。

令和7年3月18日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

損害賠償の額を決定し和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決が必要となるためであります。

事故当日、東長島の国道42号片上北交差点において、環境管理課会計年度任用職員が運転する公用車が国道を横断しようとしたところ、優先道路である国道を北進していた相手方の車両の右側部に衝突し、相手方車両に損害を与えるとともに、相手方に左肋骨骨折等の負傷を負わせたものでございます。

示談の交渉を進めてまいりましたところ、損害賠償金として432万5,367円で和解の確認をしたものでございます。責任割合は、町が90%、相手方が10%であり、相手方に対しては、治療費、損害車両等の損害賠償金に過失相殺をした総額432万5,367円をお支払いするもので、全て自賠責保険料及び共済金による支出でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。お相手の方及び町民の皆様には、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

ちょっと場所がよく分からないんですね。午前9時10分ということは、役場が始まってからすぐですね。役場から出ているということは、42号線を片上に向けて走っていたということかな。片上北交差点ってどこになるんですか。場所をちょっと正確に。パチンコのあるところは北交差点ではないですね。北交差点といたら、ずっと行って十字路になっているところ、こっちに何か喫茶店があつてみたいな、あの辺り。

その場所を明確にしていきたいのと、どこに向かっていたのですか、何名乗っていたのですか。それで、損害賠償の額は分かるけれども、人身に幾ら、それで車両に幾らを9対1で払ったのですか。この中身を教えて。和解した年月日、2年かかっているからね。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

まず、和解した年月日は、この議決を受けて和解という形になります。

あと場所につきましては、以前信号機が設置されていましたが片上の集会所の近くの交差点になります。それで、片上池側から42号線を横断するような形で河村こうじ屋さんのほうへ向かっていました。

(「向こうがね」と呼ぶ者あり)

垣内洋人環境管理課長

いえ、こちらが。向こうの相手方は、国道を松阪方面に進んでいました。

それで職員については、1.5 tのトラックに1名乗車しておりました。

それから、この内訳なんですけれども、まず人身分が378万3,183円、物損分につきましては54万2,184円でございます。

以上です。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

場所は分かりました。孫太郎トンネルのほうから町の車が走ってきた。違う、もう一つ向こうですね。

どこへ行っていたのかというのをまた後で教えて。一旦停止ですね。一旦停止をしなかったということ、町の車が。そして、ここに42号線があって停止線も引っ張ってありますよね。一旦停止をせずに飛び出たということでもいいのかな。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

うちの職員につきましては、資源回収員といまして資源回収倉庫を回っておりました。それで、片上の集会所のほうから河村こうじ屋さんのほうの資源回収倉庫へ向かっておりました。

あと一旦停止なんです、不十分であったと確認しております。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

一旦停止が不十分であったということですね。免停になったの。点数は何点引かれたの。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

免許の点数を何点引かれたというのはちょっと存じ上げていないんですけれども、略式命令が出ておまして、30日間の運転免許停止命令というのと、あと罰金20万円というものが科されております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

過失割合が9対1、これ、本来だったら、私、100%悪いと思ったんです。今の説明を聞くとね。肋骨をやっていたということで、治療費に対して370万円も出ているわけですね、費用が。こちら側の代理交渉人、相手の代理交渉人は、損保会社で民間だと思う。弁護士は出てきていないと思う。

だから、こういうことはやっぱり町もよく勉強して、市販で本も売っています。弁護士は、弁護士用の示談のあれがあります。だから、私が言いたいのは、9対1で、結局治療費と後遺症も含めて370万円ぐらい出ているわけですね。慰謝料については50何万円出ていると。50何万円出ているけれども、この方も肋骨を締めておいたら運転できるわけですね。だから、こういう事故だったら代車手当は、多分、私は14日ぐらい出ると思うんですね、7,000円ぐらいの車でね。そういうところもやっぱりやったから県に任せるのではなくて、ちゃんとしたものをもらわないといけないと思うんです。これが1点。

もう一点は、結局自分がもうほとんど100%悪いわけですね、だから免停が30日、罰金が20万円来た。こうなった場合にやはり本人の責任がありますから、管理者である尾上町長も責任を持たないといけない。そうなった場合にやっぱり報酬を1%でもカットするとか、そういうことをしないと、ずっとこういう事故が多いんですね。私、議員にならせてもらって、ほとんど公用車が悪いほうが多い、100%近く。公用車がいいというのを、私、聞いたことがない。それはプライベートのことは別ですよ。だから、こういうことについてやはり真剣にやらないと。

そして、これは命の、後遺症が物すごく出でずっと残っていくと、あばらだから締めつけておけばくっついていくから、大体3か月ぐらいで治ってしまうわけですね。町長はどういうふうに考えられているのかと。大きな事故になった場合は大変なことになりますよ。

それで、交通事故の示談について、県に任せておくんじゃなくて、自治労かどこか知らないよ、自分らも勉強しないといけないと思う。この2点についてちょっと。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点、町民の方に大変ご迷惑をおかけいたしましたして、そして身体的に大変な苦痛も与えたことに対しまして、心よりおわびを申し上げます。

そういうことで、他の部分は担当から答えさせますが、事故がありまして懲戒審査委員会を開かせていただきました。そして、減給が10分の1、1か月ということでさせていただきました。

こういった保険等について我々も勉強させていただきたいと思いますが、それ以前に、職員がこういった事故を起こさないように啓発して注意し、しっかりと安全確認など、運転等を行うように、以前からも損害賠償のたびに言っているんです、申し訳ございませんと、もうこんな事故が起こらないようにということですが、議員おっしゃったように、事故がいろいろ自損も含めて多いものですから、そのたびに課長会議等で職員に注意喚起をしているところでございます。

入江康仁議長

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

町長、お答えになっていないですね。本人は、もちろん10分の1の減俸ということですが、管理者は何もペナルティーはないんですよ。それはやっぱりある程度持たないと、交通事故というのは大変なことですね。

それともう一点、9対1ですから1割向こうの負担ですね。だから、それが幾らぐらい結局、こちらの車は1.5t車ですか、修理するのにどれぐらいかかったのか。交通事故の示談を10何回やったことがあるんです。それを感じると、治療費に物すごいお金、200何十何万円ですね。そして、後遺症等を入れて300何十何万円。非常に高い、現実としてはね。だから、ここで調整しているような気がする。ちゃんとした示談書をもらわないといけませんね。

そして、これを決定しないことには相手に払えないわけでしょう。法律がかんでいたら、これまでの約1年半以上の法定利息を払わないといけませんよ、5%、実際ね。法律がかんでいなくても結局被害者は請求することができるわけでしょう。

2点でいいです。管理者がどういう責任を取るのかと、それから1割の過失割合の。それで向こうの車から出たのか、自分の車で出したのか。車対車の保険に入ってみえるところ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、私自身は、そういった責任を取ったということではございません。町民の皆さん、迷惑をかけた方におわびを申し上げる、そういうことでございます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

負担割合、相手方の10%の金額なんですけれども、6万245円でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。

反対の理由、相手方とまだ和解していないということ。

今回、議会でこの金額を認めてしまうということは、これ以上は出せませんということを手先に突きつけるということ。相手方とこの金額で和解しておるんならばまだいざ知らず、今、課長が述べたのは、和解はしていませんと。議会に認めていただいたら和解しますということは、我々がこの金額でよしとしてしまえば、町はこれ以上払えませんという言い方にも相手方は取れるわけです。

これとよく似た事件が先般もありまして、横断してはいけないところを横断してきてはねてしまって、その方は亡くなったという事件がありました。また、今回の事故の手前のところでも停止線が消えていまして、信号機の近くで皆さん止まるんですね。そうすると、左側から出てくる方との事故もありました。また、そこに続いてパチンコのほうから出てくるところの接触事故もあって、これは大惨事でした。

この職員の方も非常にかわいそうには思うけれども、相手方の家族からすればね。まだ死亡事故に至っていなかったからよかったものの、まるっきり一旦停止しないと、これは100%こっちが悪いと僕は思う。こちらの弁護士が何だかんだ、今の時代、何かしら悪くな

るんです、前方不注意だ何だかんだでね。

まず、反対する理由は、先方が、相手方がこの金額で納得していないという点です。していたのであれば、僕が先ほど質問したときにこの金額で先方が和解してくれましたと、ですから今回これを認めてくれませんかというのであればいいけれども、先ほどの課長の答弁では、いや、議会に認めていただいて初めて和解になるんですと。議会を抜きにして執行部の皆さんと……。

議長、注意してください、しゃべらないでくださいと。

入江康仁議長

私語は謹んでください。

6番 東篤布議員

議会を抜きにして執行部と相手方と示談、それは構わないとしましょう、保険屋さんが入っているんだから。それで和解に至ったのであれば、これで和解に至りました、だから皆さんの同意をくださいというのであれば分かるんですよ。でも、先ほど課長がおっしゃるには、いや、議会が同意してくれたら和解するんですとか、ちょっとその説明不足であったかなと思います。

そして、町長の自覚が足りないと思うのは、職員は10%の減給をたった1か月、それで、自分は皆さんにおわびするだけで減給はなし。僕なら、自分の従業員の給料を減らさなくても、自腹を切っても損害賠償します。それが長たる者の姿勢だと思いますね。部下のしたことは部下の給料から減らして自分は関係ないんだと、その物事の考え方に僕は賛同できません。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

この案件は非常に難しい案件でないと思う。肋骨ですから、3か月も巻いておけばくっついてしまうわけですね。だから、これを議会が承認しなかったらそれこそ法廷闘争になる。和解を前提として提案してきているわけですから、この金額で収めていただきたい、皆さんも考えていただきたい、私はそう思います。よろしく願いいたします。

入江康仁議長

ほかに原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

5番 原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解についてということで、私は、先ほどのこの議会で決まったらそれを和解とみなしますという発言について、通常そういう発言の仕方はするんですが、ここは議会というところで、その説明の仕方としては舌足らずな面があったかとは思いますが、通常、こういう場合は和解条件をお互いに整えて、それで議案として出されるようなものでございます。だから、この問題について、決まったらそれが和解だという発言については、本来の意味からするとそれほどの他意はないというふうに私は考えますので、賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第3

入江康仁議長

次に、追加日程第3 発議第2号 町営住宅の入居要件緩和を求める決議を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

東篤布議員。

6番 東篤布議員

町営住宅の入居要件緩和を求める決議の提案説明をさせていただきます。

まず第一に、町営住宅というのは、町にたくさんの方に来てもらうための手法の一つであると考えます。過去、終戦後からの物の考え方で、それがいまだにこの令和の時代になっても残っており感じるとうところがございます。それは、安かろう悪かろうみたいなね、そのくせマンションのような管理費を取っているとか。

まず、1つ例に挙げて申し上げますと、他の市町から紀北町に転入されようとする方々が町営住宅を申し込むとします。これは申込みを受け付けません。入れてやらないんじゃないんですよ、申込みすらさせてもらえないのが現状なんです。隣の市町は違いますよ。すぐに部屋が空いていれば入れてくれます。部屋が空いていなくても申込みの受付はさせていただきます。

以前にこういう例がありました。奈良県から子どもさんを3名連れて志子小学校に入れてくださった。そして、志子団地に申し込んだ。あなたは他県の人ですから申し込む条件に入っておりません、だから一旦紀伊長島町の、また紀北町のどこかに住所を構えてから申し込んでくださいと言われたから、あるところにアパートを権利金も敷金も礼金も払って借りて、そして志子団地に申し込んだ。子ども3人、志子小学校に行っておった。

じゃ、その申し込んだ人がくじ引から外れて、住宅選考委員会から外されて、その方は、こんな町ではもうやっていられないと子ども3人連れて奈良県に戻っていった。そのときの校長先生が僕に言いましたね。「本当に町長は、この志子小学校を存続させようという意思があるんでしょうか、東さん」とおっしゃった。それで複式学級になってしまった。志子団地につきましては、志子小学校に生徒さんをやるんだという条件の下に、志子の皆さんの同意を得てあそこに建っておるものです。そういうことです。

簡単に言うならば、全国どこから来ていただいても、鳥取県のある島なんかは、東京都からも来ていただいているわけです。そういうふうにして人口を維持し、なおかつ学校の存続を願ってやっておるわけです。当町の場合は、廃校になっていくのがもう10年前から分かっ

ているのに、それを存続するための努力すらされていない。人口を増やす努力をされていない。その第一例がこの町営住宅だと僕は思います。

まず問題が、町外からの方にも受付をさせてやってくださいと。入れてやれじゃないですよ。部屋がないのに入れることは不可能です。だから、受付をしてあげていただきたいということですね。

それで、保証人をつけなさいと言われます。町内で働いておって所得のある方2名だったかな。別に町外でもいいじゃないですか。僕なんかでも、友人が、また知人が病院に入院される時、東京であっても、伊勢であっても保証人をさせていただいたことがあります。なぜ町内の人でなければ連帯保証人になれないんですか。町外の方でも、連帯保証人と認められるだけの所得のある方であればよろしいんじゃないかと思うわけです。

3点目、管理費。よく聞いてみると、くみ取り代を出さないといけなくて慌てて管理費を集めに行く。でも、夫婦共働きの方もいる、お子さんが小さい方もいるから、昼に行っても夜に寄ってもなかなか管理人の人が回収できない場合もある。管理人がここのために給料をもらってついているわけじゃないものだから。

僕は、家賃の中にこの管理費を含めておけば、管理人の方にこのようなご苦勞をかけることはないと思います。マンションの場合であつたら、管理費を取って、その代わり共有部分を補修したりいろいろします。これは町営なんですから、そのような悪いところがあつたら直すのは当たり前。管理費そのものすら要らないんじゃないかと。町民を増やすため、交付税を増やすため、人口増加を目指すための町営住宅であるならば、管理費なんか必要ないと思います。もし仮にどうしても取りたいんだというのであれば、衛生費のくみ取り料は高いから、どうしても管理費を取りたいんだというのであれば、家賃の中に含めればいいじゃないですか。

となれば、4番の管理人は不必要となります。管理人の方は非常にご苦勞なされておられます。気持ちよく払ってくれる方もあればお金がないから払えない方もいる、もう嫌な顔をして払う人もいる、これは管理人の人に申し訳ないと思います。家賃の中に管理費を含めるべきだと思います。

特に、今、4階建てのアパートなんかですと、法令上は、5階まではエレベーターは必要ありませんけれども、当町のように高齢者が増えてきておると、やはりエレベーターもついていない。それで各部屋についても、リフォーム済みといっても、リフォームが済んでおるのやら済んでいないのやら、やった業者によっては違う、そのようなこともある。

それと5番目に、なぜ町営住宅が満室にならないか。先ほどのエレベーターがないこともそうですけれども、まず家賃に変動があるということなんです。僕の知人の方、女性の方でしたけれども、町営住宅に移りたい、でも、私の所得でいくと今のアパート代と変わらないぐらい取られるんだということなんです。

通常、今、松阪、津、伊勢にしてもアパートなんかは、途中で所得が上がったからといって家賃なんか上がりませんよ。入居するときの保証金も要りません、何にも要りません、入ってください、みんなそういう感じです。それも完全にクリーニングされてきれいにリフォームされています。それで2万円から平均3万円、4万円といろんなランクがございます。それは、1LDK、2LDK、3LDKとあるわけです。だから、その方が入られる部屋に対して私は家賃の変動はあっても構わないと思います、最初からね。ただ、そこに入った方の所得が上がるごとに家賃を変える必要はないんです。そのような状態であるから、せっかく造った立派な町営住宅が空き家になっておるのが現状でなかろうかと思います。これは大きな町の財源の一つでもありますのでね。

ぜひこの5点を皆様に認めていただいて、紀北町の人口はどんどん減っています。高齢者の方も若い方も含めて町に来ていただくためには、若者向けの町営住宅である。仕事で帰ってきててもご両親と住むのはなかなか大変だと。自分は赤羽小学校に通っておるから、赤羽に独身寮でもあればそこに入ろうかなと、家賃は1万円ですし、給料が上がっても家賃は変わらないです。そのような努力をされて町営住宅を運営していけば、人口はもっともっと増えるんじゃないかなろうか、もっと入居者数も増えるんじゃないかなろうかと思います。

以上の点をもって皆様をお願いするわけです。

入江康仁議長

東篤布議員、提出のところ、ここを朗読してくれますか、最後にね、今説明してもらった。ここの部分だけ、発議のこれだけ。

6番 東篤布議員

発議第2号の提案説明をさせていただきました。

発議第2号

令和7年3月18日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提出者 紀北町議会議員 東 篤 布

賛成者 紀北町議会議員 宮 地 忍

賛成者 紀北町議会議員 樋口泰生

町営住宅の入居要件緩和を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
中身の説明は先にしてしまいましたので、後先したことをおわび申し上げます。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

今の要件の3番の管理費を不要とするところで、管理費とはどういう費用であるのか、紀北町の町営住宅の。そして、4番の管理人さんは紀北町ではどうなっているのか。各町営住宅によって固定の方をお願いしているところと何か順番にしているところがあるような気がするんですけども、そこら辺のところはどうなのかお尋ねしますのと、所得による家賃変動を撤廃するって、撤廃することはできるのかなという思いもあります。そのところをお尋ねします。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

では、近澤議員のご質問にお答えします。

管理費の内容というのは、よく集めに来的时候に、これを払っていただかないとくみ取りに来てもらえないのだと、そういう説明があります。

例えば草刈りをするとか、そんなことはクリーンデーがありますので、海山区の場合には、だから草取りは皆さん出てやっておられます。自分の前の掃除をやっておられる方、やっておられない方、そういう掃除はしてくれません。ただ、管理費を、お金を集めるのがメインの仕事なんです。これが大変なんです。

では、何のための管理費か。僕が管理人の人に聞いたら、衛生代をこの中から払わないといけないのだと、くみ取り代を、だから払ってくださいと、こう聞いています。そうですね、執行部に聞きますが。町営住宅によって担当課が違います。

次の質問に移りますよ、5番目。所得の家賃変動を撤廃することが可能かなとおっしゃっ

た。現に所得が500万円以上でなければ入れないという町営住宅もあるわけです、一戸建ての。小松原にあるんです、一戸建てで。それで、たしか20年でその方のものになるんです。だから、わざと所得を上げてそこに入居された方があります。これは月5万円やったかな。だから、当時の5万円とすれば今で言えば3万円ぐらいのものです。それは塩谷町長時代に何棟か建てられて大成功に終わっておられます。

だから、給料、所得による変動によって通常の家賃を変えるということは大変なんです。仕事をされていない方ならいいですよ。ご夫婦で共働きであれば必ず家賃変動が起こってきます。当初は1万5,000円で入れたけれども、家賃変動があれば3万円、5万円になっていくわけです。であれば、通常のアパートと何ら変わらないということになるわけですね。

だから、何のための町営住宅であるかということをもまずお考え願いたいんです。住みやすい町、住みやすい町の中には物価の安い町もあるでしょう、家賃の安い町もあるでしょう。いろんな要件がございますけれども、その中の一つに、例えば隣の和歌山県の岩出町は、そういうふうにして住民を寄せて3年間で岩出市に上げた、こういう事例もあるわけです。

だから、私は、人口要件がまず交付税の第一になってきますから、人口が多いということ、それで学校の存続を願うこと、学校を存続するためにはどんな方法があるかを考えることが町の未来を考えることだと考えております。

この家賃の撤廃、いいですか、給料、所得が上がったからああだこうだと考えなくても住み続けられるような町営住宅であればいいと思いますよ。それには適正な価格というのはあるかと思います。1LDKも3LDKも同じではいけないと思います。その点はまた考えていかないといけませんよ、これからの議題ですから。

以上です。

入江康仁議長

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

まあ所得によるのはそうかなと。安く皆さんに入ってもらえるというのはいいと思うんですけども、制限をなくしてしまったら町営住宅になるのかなという、そこら辺、ちょっと分からないんですけども。

あと管理費、私の近くのところなんかは廊下とか階段の電気代を取っておりますけれども、くみ取り代だけじゃないですよ、そのところをお伺いします。入っていると思いますし、そこだけお伺いします。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

今、電気の話が出ましたが、マンションによっては全て防犯灯をつけなければなりません、防犯上ですよ。今、町は、自治会に任せたり防災会に任せたり、いろいろしております。しかし、町全体の電気の、これは安全灯ですから、県に持っていただく分と町に持っていただく分を決めるべきものであって、地区で分けるものでもないし、なおさらアパートの中で電気代を払え云々ということになってきますと、例えば防犯灯にならないわけです。

いや、自分のところの部屋の電気代は別ですよ。これは全部、水道も別個になっています。そこはご理解いただけますか。先生がおっしゃる電気代というのは防犯灯のことでしょう。防犯灯以外ないじゃないですか。各家庭のトイレについている、風呂についている、リビングについている、その電気代のことを言っているんじゃないんです。僕の言っておる防犯灯、どこにでもつけなければならない防犯灯の電気代は、家賃に含まれておって当然だと思います。これは町の責任だと僕は思います。そこに住んでおる方々で割るべきことじゃないと思います。

なぜならば、住んでいなくても防犯灯はつけなければいけないんですよ。避難階段の電気もつけなければいけない。ビルというのはそうなっているんですよ、今。そうなってくると、3世帯しか入っていないマンションと20世帯入っているマンションと、じゃ、電気代の負担料金が変わってくるじゃないですか。これはマンションの管理会社が責任を持ってつけるわけです。いわゆるアパートの管理会社というのは町なんです。町がつけてしかるべきものなんです。その入っている部屋数によってみんなで電気代を割ること自体が不自然であります。部屋の電気は別ですよ。でも、防犯灯というのは、そのビルを建てて、そこで収益を得ておる業者であったり町が持つべきものなんです。

入江康仁議長

篤布議員、分かるけれども、町営住宅と民間のマンションとの違いの答弁はしないで、町営住宅は町営住宅のやり方、条例で定まったことをやっているから、それに対しての説明をしてください。民間の……

6番 東篤布議員

民間に右へ倣えをしなさいとは言いませんよ。例え話をしないとお分かりにならないかなと思うものですから、ちょっと蛇足であったかもしれませんが。

私は、個々につける電気代は皆さんがお支払いする、これは当然だと思います。しかし、電気代をみんなで分担となったら、じゃ、電気を消そうかなんていうことになったら非常に危険じゃないですか。家賃を頂くんですから、廊下につける安心な防犯灯は町がつけてしかるべきだと僕は思います。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

平野隆久議員、どうぞ。

14番 平野隆久議員

先ほどの提出者議員の答弁の中で、町営住宅に20年住んでいたら自分のものになるというふうな答弁をされたんですけれども、ちょっと僕の見解ではそういうことはあるのかなと思いますので、もしよかったら議長の見解と、確認を含めてもらって結構ですので、その点についての議長の見解をお伺いします。

6番 東篤布議員

20年か30年かは忘れたですよ、小松原……

入江康仁議長

いや、だから合併する前のことでしょう、小松原のことは。ちょっと20年、30年というのは確実にあったものだったらいいけれども……

6番 東篤布議員

それは議長、担当課に聞いてもったらいい。

(「担当は答られない」と呼ぶ者あり)

(「答えられないの」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

いや、説明だからそれはあれで。

だから、小松原住宅のことを例に出したわけですよ、先ほど。そうでしょう。

6番 東篤布議員

実際にあります。ただ、20年、30年というのは定かじゃありません。

入江康仁議長

いや、だから、20年か30年か定かじゃないということは、やはりここで決議するためにはきちんとしたものを出示してもらわないと、議決……

(「議長から確認してもらったらどうですか、議事進行をして」
と呼ぶ者あり)

6番 東篤布議員

それはあるかどうかの確認をしてください。

入江康仁議長

建設課長だったね。

尾上壽一町長

ちょっと議長と建設課長と話をしてください。ここで手を挙げて言うわけにもいかないと思いますよ。

入江康仁議長

東議員、今の20年で自分のものになるということを規定するようなあれはないと、住宅に対しては。そういうことですので、臆測とか確信が持てない場合は、議会の発言ですから、やっぱり責任を持った発言をやっていただきたいと思います。

そして、平野議員に言います。そういうような事例はないということでございます。

6番 東篤布議員

いや、実際に僕はそこへ入った人からそう聞いたものですから、もしそれが間違いであるならばおわび申し上げます。ただ、そういう事例があるということは入っておる方から聞いたものですからね、平野議員に申し上げておきます。合併する前の話ですよ。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

9番 太田哲生議員。

9番 太田哲生議員

9番 太田哲生。

議長の許可をいただきましたので、発議第2号 町営住宅の入居要件緩和を求める決議について反対討論をいたします。

まず、町営住宅は、公営住宅法、地方自治法、紀北町営住宅条例などの法令に基づき管理されております。このたびの決議書は、5項目の要件緩和を要請されています。

まず、最初の2項目の入居要件、連帯保証人などにつきましては、時間をかけて入居者、地区などと議論をして検討する必要があります。

次に、管理費と管理人であります。管理費につきましては、共同施設の維持管理に要する経費であり、必要な経費であります。私は、地区の自治会費のようなものであると思っております。また、管理人は、自治会の役員のようなものであり、必要なものであります。

次に、収入による家賃変動を撤廃することについてであります。家賃は、公営住宅法に基づき紀北町営住宅条例で規定されておまして、ほとんどの場合、毎年の年収により決められています。この要件緩和は公営住宅法に抵触するおそれがありまして、難しいものと思われれます。

以上が主な反対理由であります。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ほかに原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第3 発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(少数起立)

入江康仁議長

起立少数です。

したがって、本案は否決することに決定いたしました。

追加日程第 4

入江康仁議長

次に、追加日程第 4 意見書案第 1 号 再審法改正を求める意見書を議題といたします。
提案者から提案説明を求めます。

4 番 大西瑞香議員。

4 番 大西瑞香議員

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第 1 号

令和 7 年 3 月 18 日

紀北町議会議長 入 江 康 仁 様

提案者 紀北町議会議員 大 西 瑞 香
賛成者 紀北町議会議員 瀧 本 攻
賛成者 紀北町議会議員 家 崎 仁 行
賛成者 紀北町議会議員 近 澤 チヅル
賛成者 紀北町議会議員 脇 昭 博
賛成者 紀北町議会議員 太 田 哲 生
賛成者 紀北町議会議員 東 篤 布

再審法改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
次のページをお願いします。

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、

公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制度が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。ゆえに、国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 入江 康 仁

提出先につきましては、内閣総理大臣、石破茂様、法務大臣、鈴木馨祐様、衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様。

以上で意見書案の趣旨説明を終わります。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、本年4月1日をもって退任される中井教育長から挨拶の申し出をいただいておりますので、発言を許可いたします。

中井教育長。

中井克佳教育長

このたび、6年間務めさせていただいた教育長の職を退任させていただきます。在任中は、多くの皆様から温かいご支援とご協力を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

在任中の5年間、世界規模のコロナ禍に遭遇しました。厳しい行動制限の中にあって、保護者、学校関係者、地域の皆様には、子どもたちの学びが途切れることのないようにと、就

業体験や自然体験学習など、地域と結びついた学習活動を支えていただきました。感染症拡大防止のための行動制限がある中でも、子どもたちが多様な経験を積み、生き生きと学び続けることができたのは、皆様のご理解とご尽力があったからこそです。

紀北町議会の議員の皆様には、教育施策面で、全児童にタブレットパソコンの整備、給食費補助、校舎冷暖房、全児童・生徒へのヘルメット給付など、教育施策を充実する取組に力強くご支援をいただきました。心から感謝するばかりです。

また、暑い夏も寒い冬も、毎朝笑顔で子どもたちの登下校を見守り、温かく声をかけてくださった地域の方々や青少年育成協議会の皆様、その温かいまなざしが安心感や前向きな気持ちを育み、学校生活を支える大きな力となりました。

体育協会の皆様には、子どもたちがスポーツを楽しみ、体を動かす機会を失わないようにとご尽力をいただきました。文化協会の皆様には、俳句や絵画、合唱や演奏会など、知恵を絞り、活動に触れる機会を守っていただきました。スポーツを楽しみ、創造的な表現の場を守り続けていただいたおかげで、子どもたちは、豊かな感性を育み、自らの思いを形にする喜びを味わうことができました。そして、紀北町の子どもたちは、ピンチをチャンスに変えようと頑張り、コロナ禍であっても学力・体力を高いレベルで維持してきました。

子どもたちは紀北町の宝です。そして、教育は紀北町の未来をつくる壮大な営みです。教育は、優れた効果がすぐに現れたり課題解決できるものではありません。これからも地域全体で子どもたちを支え、学びを豊かにする取組が継続されることを心から願っております。

全ての町民の皆様、学校関係者、議員の皆様のご支援、ご協力に改めて感謝を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

入江康仁議長

中井教育長におかれましては、平成31年4月に教育長に就任以来、紀北町の教育の振興・発展に多大なるご尽力をいただきましたことに対しまして、心から敬意を表します。

どうかこれからも健康に留意され、ますますのご活躍をご祈念いたしますとともに、紀北町の応援団としてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

続きまして、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会されました本定例会では、令和7年度当初予算をはじめ多くの議案につきまして、本日まで終始熱心なご審議の上、全議案をご可決賜り、誠にありがとうございました。

先ほどの教育長の任命につきましてもご同意を賜り、4月2日から松島教育長就任の運びとなりました。これまで培った教育現場での経験と優れた見識を紀北町が目指す「学びのまちづくり」に十分に力を発揮していただけることと思いますので、議員の皆様にはご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、中井教育長におかれましては、6年間にわたり、新型コロナウイルスへの対応や学校の再編をはじめ、様々な教育課題に誠心誠意取り組まれ、紀北町の教育の発展に寄与していただいたことに対しまして心より感謝を申し上げます。今後も、紀北町の発展のために、側面からのご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

さて、春の気配が感じられる季節となり、あと2週間ほどで新年度を迎えます。紀北町第2次総合計画後期基本計画も残り2か年度となり、町が目標とする将来像「みんなが元気！紀北町—豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち」の実現に向けて、職員と一丸となってより一層の努力を重ねてまいります。

本定例会で議員の皆様からいただきましたご指摘やご提案を熟考しながら様々な行政課題に取り組んでまいりますので、より一層のご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に議会を開会し、長期にわたる定例会も本日閉会を迎えるわけですが、この間、議員、執行部の皆様には、令和7年度予算をはじめ補正予算や条例制定・改正など、多くの案件を慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

本定例会中の議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等については、十分吟味をしていただき、今後の行政運営の参考にしていただきますようお願いを申し上げます。また、皆様の議事協力の下、無事に定例会を閉会することができますことに心よりお礼を申し上げます。

あと10日ほどで新年度を迎えます。朝夕は肌寒い日もありますが、日増しに暖かく、春の訪れを感じられるようになりました。しかし、まだまだ寒暖差が大きく、季節の変わり目には体調も崩しやすくなりますので、十分気をつけていただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、町民の皆様、職員、議員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、3月議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、これで令和7年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い期間、ありがとうございました。

(午後 3時 39分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7年 7月 9日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 樋口泰生